

目次

次

三

## 本會の趣旨略説

海員協會は社團法人であつて其定款第一條には「本會は航海に關する學術技術を研究錬磨し且つ海員相互に和親協力し海事の發達を圖るを以て目的とする」と規定して在るが之は要するに本會の目的が海事の發達を圖ることを宣明したに過ぎない。

想ふに海事の發達は我帝國の國是であつて朝野勞資を擧げて努むべき重要事項である。吾人海員も亦之を自覺し、奉公の至誠に燃へて居る。然しながら我等は個人ごして甚だ微力、奈何ともすることが出来ない。唯同業者相集つて一の團體を組成し、其の結合力を活用して此の國是の爲に應分の責任を果す外無い。之れ本會の設立せられたる所以である。

借て然らば本會は如何にして其の目的を達成せむと欲するか、蓋し其の執るべき手段は宣教時所應變たるべく、之を制限し、之を列舉することは到底不可能であらう。併しながら如何なる手段を擇ばうとも吾人海員として據るべき所は常に其の専門の知識